

告 示

埼玉県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、入間第二用水土地改良区管理規程（宮沢溜池）の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 認可年月日

平成二十九年五月二十四日

二 管理規程の概要

- イ 貯水、取水又は放流に関する事項
- ロ 点検及び整備に関する事項
- ハ 溜池の保全に関する事項
- ニ 緊急事態における措置に関する事項
- ホ 観測及び調査に関する事項